

日本人との間の実子を同伴して渡航するフィリピン人親

（日本人との間の実子を同伴して渡航するフィリピン人親の査証）

フィリピン人親が、日本人との間の実子（20歳未満）を単独で監護・養育しており、以下のいずれかの目的のため当該実子を同伴して渡航する場合（注）

- 1）実子を日本で扶養するため（長期滞在希望）
- 2）将来、実子を日本で扶養する準備・下見のため（短期滞在希望）
- 3）日本人親の所在確認、認知・親権・養育費支払い等の協議のため（短期滞在希望）

（注）現在、日本人親から生活上の支援を受けている場合を除きます。その他の詳細な条件については、当センターに直接お尋ねください。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
申請人に係る書類				
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者本人の署名入り。（申請者が未成年者または障がい者の場合は、保護者が代理で署名できます。）		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 （4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像）		
4	パスポートの顔写真のページのカラーコピー	過去に訪日歴がある場合。		
5	日本出入国印のある旅券の写し			
6	出生証明書 （PSAで1年以内に発行されたもの）	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）。 ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書。		
7	婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の婚姻証明書。 ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書。		
8	婚姻歴証明書	PSA で1年以内に発行されたもの。		
9	日本人親の戸籍謄本	申請人との婚姻・離婚歴や実子の認知等の記載がある場合。		
10	滞在予定表	短期滞在を希望する場合。		
11	在職証明書	有職の場合。		
渡航費・滞在費を自己負担する場合				
12	預金残高証明書			
13	納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）			
実子と共に日本での定住を希望する場合				
14	雇用予定証明書、会社案内等（日本での就労先が内定している場合）	企業の所在地、担当者、連絡先電話番号を明記。		
15	日本での滞在先・居住予定先に係る資料（日本での居住先が決まっている場合）	所在地、名義人、同居人等を明記。		
実子に係る書類				

16	パスポート（要署名。日本旅券を有する場合はその写しで可）			
17	査証申請書※（4.5×3.5cmの顔写真を貼付。日本旅券を有する場合は不要）			
18	出生証明書（上記 6参照）			
19	在学/卒業証明書（フィリピンで通学している/いた場合）			
20	入学許可書（日本における就学先が内定している場合）	学校の所在地、担当者、連絡先電話番号を明記。		
身元保証人又は支援団体等に関する書類 （注）あなたを日本で働かせ、その収益を搾取しようと企んで身元保証を持ちかける悪質なブローカーや人身取引を行う犯罪組織がありますので、十分に注意してください。				
21	招へい理由書			
22	身元保証書			
23	招へい人／身元保証人の在職証明書（有職の場合。自営業の場合は登記簿謄本等）			
【身元保証人が申請人の渡航費・滞在費を支弁する場合】（以下のいずれか一点以上）				
24	所得証明書（市区町村役場発行）			
25	課税証明書（市区町村役場発行。総所得の記載のあるもの）			
26	預金残高証明書			
27	確定申告書控			
28	納税証明書（税務署発行。様式その2）			
招へい人/身元保証人が申請人の在日親族である場合				
29	親族関係を証明する書類			
招へい人/身元保証人にフィリピン渡航歴がある場合				
30	当時の出入国印のある旅券の写し			
申請人がNGO/企業等の支援を受けている場合				
31	当該団体/企業の登録・登記に係る公文書、事業概要・実績が分かる資料			
32	フィリピン側団体と日本側団体の関係を説明する資料			
招へい人/身元保証人や支援団体を申請人に紹介した仲介者がいる場合				
33	仲介者の身分事項等がわかる資料（住民票、旅券又は在留カード等の写し）			
フィリピンの支援団体等が申請人の渡航費（滞在費を支弁する場合）				
34	フィリピン証券取引所（SEC）登録証			
35	フィリピン社会福祉省（DSWD）登録証			
36	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
37	社員証	指名された代表者による申請の場合		
38	その他			

申請に当たっての留意事項

(1) 原則として、申請人が当センター窓口で直接申請することになります。

(2) 申請人との面接、日本の外務省及び出入国在留管理庁への照会等のため、審査に3か月程度を要する場合があります(申請時に上記書類が揃っていない場合、更に期間を要する こともあります。)。よって、申請は十分な時間的余裕をもって行ってください。

(3) 審査の必要に応じて、当館から上記以外の書類の追加提出を求めることがあります。追加提出の案内を受けてから3か月以内に提出がなされない場合、審査を終止し、旅券を返却します。

- ☐ 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行(その条件が与えられる場合)は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFSスタッフ署名 _____